

やっぱりてんどう！中古物件等取得支援補助金

事業の名称

やっぱりてんどう！中古物件等取得支援補助金

事業の趣旨

中古物件市場の流動化を促進し、空き家発生未然防止を図るとともに、本市への移住及び定住を促進し、将来にわたる持続可能なまちづくりを推進することを目的に補助金を交付します。

補助対象者

令和7年4月1日以後に中古物件等を取得し、その物件に居住した方。

※ 中古物件等とは、市内の一戸建て住宅、非住居建物又は併用住宅で、建設後一年が経過している、または過去に使用されたことがあるものです。

※ 居住している一戸建ての賃貸住宅を購入した場合も対象となります。

補助金の申請には、次に掲げる事項のすべての要件に該当する必要があります。

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 自己の住宅利用を目的とした取得であること。 |
| <input type="checkbox"/> 物件の売買契約の相手方である者に二親等以内の親族が含まれないこと。 |
| <input type="checkbox"/> 居住した日（賃貸で居住している場合は契約した日）から1年以内の申請であること。 |
| <input type="checkbox"/> 本市又は転入前の市区町村において市区町村税を滞納していないこと。 |
| <input type="checkbox"/> 以下の補助金の交付を受けていないこと。 |
| <input type="checkbox"/> 令和7年度天童市やっぱりてんどう！中古物件等取得支援補助金
<input type="checkbox"/> 令和7年度天童市空き家利活用支援事業費補助金
<input type="checkbox"/> 令和8年度天童市空き家利活用支援事業費補助金（受ける予定の者を含む。）
<input type="checkbox"/> 令和7年度天童市住むならてんどう！新築住宅取得応援補助金 |

補助金の額

以下の対象となる項目に応じて、**最大100万円**の補助が受けられます。

- ① 中古物件等を取得し、その物件に居住した方（賃貸に居住している方を含む）
- ② 市街化区域の中古物件等を購入し、天童市外から転入した方
- ③ 市街化区域外の中古物件等を購入し、天童市外から転入した方
- ④ 市街化区域外の築10年以上の中古物件等を取得した方

- | | |
|--|-------|
| <input type="checkbox"/> I ①のみ対象となる場合 | 30万円 |
| <input type="checkbox"/> II ①と②が対象となる場合 | 40万円 |
| <input type="checkbox"/> III ①と③が対象となる場合 | 50万円 |
| <input type="checkbox"/> IV ①と④が対象となる場合 | 80万円 |
| <input type="checkbox"/> V ①と③と④が対象となる場合 | 100万円 |

受付の期間

令和8年4月1日（水）から予算額に達するまで

補助金の申請に必要な書類

補助金の申請には、次に掲げる書類が必要となります。

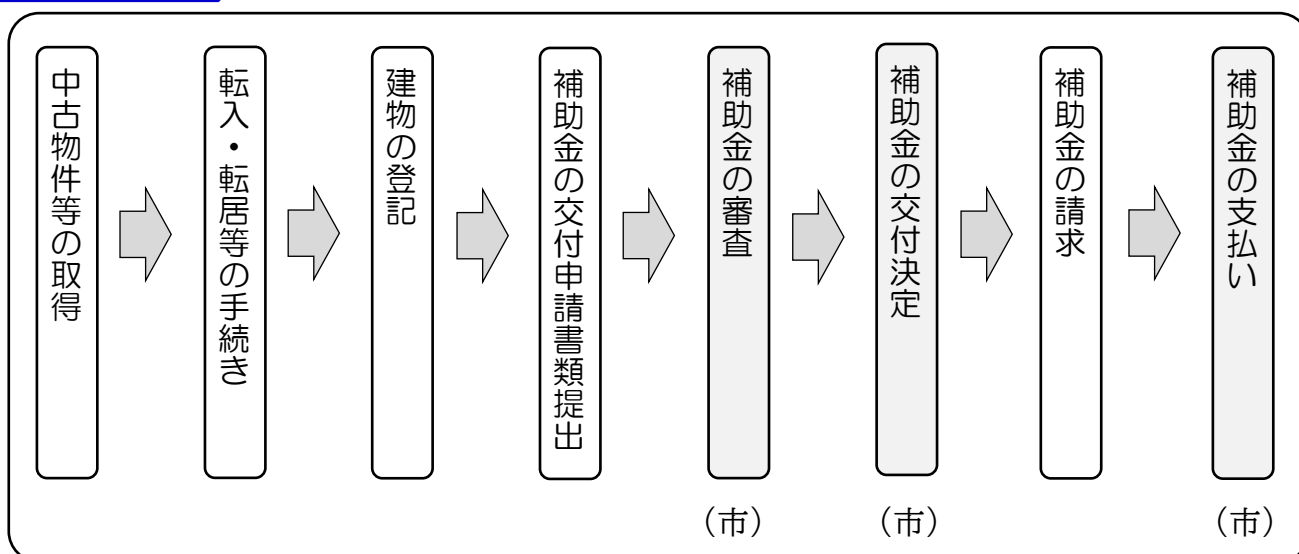
書類の種類	備 考
<input type="checkbox"/> 交付申請書	規則様式第1号（第5条関係）
<input type="checkbox"/> 事業計画書	様式第1号（第5条関係）
<input type="checkbox"/> 事業位置図	事業位置を確認できるもの
<input type="checkbox"/> 住宅の写真	建物全体が写ったカラーのもの
<input type="checkbox"/> 契約書の写し	中古物件等の取得に係る売買契約を確認できるもの
<input type="checkbox"/> 建物の全部事項証明書	中古物件等を取得したことを確認できるもの
<input type="checkbox"/> 確認済証等交付証明書	補助金の額が、IVまたはVに該当する方で、建物の全部事項証明書で建築年が確認できない場合
<input type="checkbox"/> 納税証明書	市区町村が発行する補助対象者の完納を示す直近のもので、納期末到来の表記のないもの
<input type="checkbox"/> 住民票の写し（謄本）	転入、転居前の住所及び申請物件への居住を確認できるもの
<input type="checkbox"/> その他	補助金の審査に必要な書類

補助金の請求に必要な書類

補助金の支払いには、次に掲げる書類が必要となります。

書類の種類	備 考
<input type="checkbox"/> 補助金請求書	規則様式第4号（第23条関係）
<input type="checkbox"/> 通帳等の写し	カタカナで名前が記載してあるページの写し
<input type="checkbox"/> その他	補助金の支払いに必要な書類

手続きの流れ



問合せ

天童市 建設部 都市計画課 都市再生係

電話 023-654-1111（内線424・425）